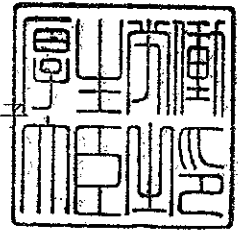


(様式4)

厚生労働省発社援 0615 第4号  
平成24年6月15日

社会福祉法人 イエス団  
理事長 黒田 道郎 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成24年6月15日 から 平成29年6月14日 まで